

東京の区からみた大阪都構想

前中野区長 田中大輔

要点

1. 東京の特別区とは全く違う大阪特別区。遥かに進んだ自治体を実現する
2. 大阪都構想の実現は東京の区にとって、大きく変わるきっかけになり得るインパクト
3. しかし、これまで誰も考え付かなかった新しい試み。道のりはまだ平坦ではなさそう
4. 大阪のポテンシャルを最大限に引き出す新たな都をつくれるか
5. 身近な自治体である区の良さや魅力を市民にどれだけ伝えられるか

大阪と東京 特別区の比較

網掛け部分に注目!!。東京23区の自治権の貧弱さが見える。大阪の特別区の新しさと難しさも見える

	大阪	東京
区の数	4	23
沿革	府市の再編 24の行政区を統合再編	戦前の行政区から移行
人口	60～75万人	6～90万人
区の事務権限	中核市を基本に政令市・府の一部の事務	一般市並みプラス保健所設置市
市権限の内、府・都の権限となるもの	現府・市が行っている広域事務の内、列挙するもの（限定列挙）	大都市行政の一体性及び統一性を確保する事務（概括規定で無制限）
財源構成	個人市民税、市町村たばこ税、軽自動車税等	個人市民税、市町村たばこ税、軽自動車税等
財政調整の財源	法人市民税、固定資産税、特別土地保有税、法人事業税交付金相当額、地方交付税交付金相当額	法人市民税、固定資産税、特別土地保有税、法人事業税交付金相当額
財調の配分率	区78.7%対府21.3%	区55%対都45%
目的2税の取扱い	目的2税交付金として交付。実績見合いで区53%対府47%	都市計画税のみ実績に関わらず、都の予算で交付
交付金の特例	特別区設置から10年間、20億円を加算	—
都区協議会	4区長と府知事で構成。協議不調に備え第3者機関を設置	8区長と都知事及び都知事が指名する都職員7人で構成
議会定数	18から23。現大阪市会の各区の定数を引き継ぐ	25から50。各区が条例で決めたもの
地域自治組織	旧行政区に地域自治区・地域協議会	特になし

事務分担①	中核市の事務	一般市の事務
同②	地域まちづくり、住民生活密着の都市基盤整備等の事務	保健所設置市の事務
同③	府や政令市の権限にかかる事務のうち、住民に身近な事務	都から移譲された一部の事務
同④	現大阪市の独自任意事務で府に移行しない事務	
府・都が担う事務	大阪全体の成長、都市の発展、安全・安心に関わる事務	大都市行政の一体性及び統一性確保のため必要な市の事務
一部事務組合①	介護保険事業、 水道事業及び工業用水道事業	特別区人事厚生事務組合（人事・企画、法務、厚生施設、研修、特別区教育委員会事務局）
同②	住民情報系7システムの管理	清掃一部事務組合
同③	福祉施設13類型、市民利用施設10類型、その他5類型	特別区競馬組合
同④	未利用の大阪市保有財産の一部管理	
機関共同設置①	監査委員及び監査委員事務局	
同②	心身障がい者リハビリテーションセンター	
区以外を含む共同処理①	水防事務組合（3組合）	都後期高齢者医療広域連合
同②	府後期高齢者医療広域連合	
同③	大阪広域環境施設組合（一般廃棄物焼却処理事業等）	

都（府）区の財源調整イメージ

【都（府）区財政調整制度】

◇東京＝住民税法人分・固定資産税・特別土地保有税



◇大阪＝住民税法人分・固定資産税・特別土地保有税・地方交付税交付金・法人事業税交付金



【目的2税の取り扱い】

◇東京

都市計画税

都の予算により都市計画交付金を交付。協議の対象外。事業実績に見合わず

事業所税

配分無し
全額都財源

◇大阪

都市計画税・事業所税

目的税交付金として、実績見合いで特別区に交付

一般財源比較（住民一人当たり）

東京23区	総額 (百万円)	住民一人当たり (万円)
税収等	1,319,536	14.2
都市計画交付金	19,452	0.2
特別区財調交付金	987,804	10.7
一般財源 計	2,326,792	25.1

大阪特別区	総額 (百万円)	住民一人当たり (万円)
税収等	249,632	9.3
目的税交付金	44,118	1.6
特別区財調交付金等	355,333	13.2
一般財源 計	649,084	24.1

東京特別区と遜色ない大阪特別区
の一般財源規模

※平成28年度決算数値

※人口は、東京23区が9273千人、大阪特別区が2691千人、
近隣中核市全体が2595千人。（平成27年国勢調査）

※近隣中核市は、組織体制の検討に用いられた6市（豊中、
高槻、枚方、東大阪、尼崎、西宮）。

(参考) 近隣中核市	総額 (百万円)	住民一人当たり (万円)
税収等	470,378	18.1
地方交付税等	99,033	3.8
一般財源 計	569,411	21.9

大阪都構想の視点 「『副首都・大阪』にふさわしい 新たな大都市制度の実現」

① 府と市が統合して、都と区をつくる…府も市も無くなる

広域も基礎もともに自治の構造を創りなおす
ダイナミックな広域自治体と機動的でキメ細かな基礎自治体

② 広域司令塔機能を一本化…府市の力を結集して今までなかった新しい「都」への発展

府・市ともに多くの事業実績。二重行政の負の側面もあったが、成果も多くあった。ポテンシャルは大きい
二つの頭（首長）は一つになる。問題は、二つの体（府市）のポテンシャルを合体し、相乗効果を生み出すこと
広域司令塔機能を有効に保つガバナンス力を持てるか否か

首長は象徴であり、決断する機能。頭脳は組織の中にある。市と府の頭脳を合わせて、より優秀な頭脳集団をつくる

理念・組織・行動を司るマネジメントのシステムが何より重要
府・市の両組織を合体させた新たな組織のマネジメント体制の構築が急がれる
マネジメントは科学であり、論理的整合性が裏付け。マネジメントの論理構築を急ぐべし

③ 身近な自治機能を充実強化…都と連携して機能する特別区の確立

首長のスパン・オブ・コントロールが全ての前提であり、今示されている根拠は「ニア イズ ベター」のみ。

様々な大きさの自治体は既に存在する。50万人～70万人は十分に大都市。

「ニア イズ ベター」仮説の検証が第1。

近さだけでなく規模論の検証も必要。規模のメリット・デメリット。 地域自治組織の効果も含め、
「大きくても身近で小回りの利く」自治のあり方を確立するべし

品川区の事例

品川成年後見センター 品川区社会福祉協議会への委託事業

主な事業 ①成年後見の制度利用相談・手続き支援②法人後見人等の受任③後見監督人等の受任④あんしんサービス事業⑤成年後見申立の代理申請⑥成年後見人報酬等助成事業実施⑦市民後見人の養成⑧成年後見人制度の普及・啓発

品川成年後見センターの事業

成年後見センター事業

利用者本人の意向や判断能力・生活状況等に応じた必要な支援を行えるよう、成年後見制度、福祉サービス利用援助事業、公正証書遺言作成支援等を重層的かつ柔軟に組み合わせ、総合的なサービス提供を行います。また、品川区の成年後見制度実施機関として成年後見制度の普及啓発、相談業務を行います。

(1) 相談・手続支援

申立人や後見人になる親族がいる場合には、成年後見制度やその利用の手続を案内し、必要な支援を行います。また、申立人や後見人になる親族がない場合には、次の成年後見制度によるサービスを提供します。

○任意後見

将来の不安に備える「任意後見契約」を希望する場合は、社協が任意後見受任者となり、「あんしんサービス契約」「公正証書遺言」と組み合わせサービスを提供することで、高齢者の不安に応えます。
※あんしんサービス契約
身近に親族がいない高齢者や障害者に対して、定期的に訪問し、日常生活の維持に必要な金銭管理や各種手続の代行等の支援を行います。

○法定後見

支援が必要であると判断された場合は、区と連携して積極的に区長申立てを活用し、社協が「法人後見人」等を受任、または市民後見人や関係団体に依頼するなど、制度利便を促進します。

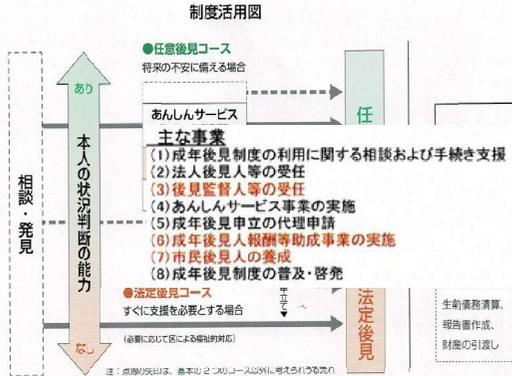
(2) 成年後見センター運営委員会による円滑で適正な制度運営の担保

学識経験者、医師、法律・福祉・行政関係者等からなる「品川成年後見センター運営委員会」を組織し、区社協による後見受任の適否や提供しているサービス内容等の必要な事項の審査および事業の監査を行っています。

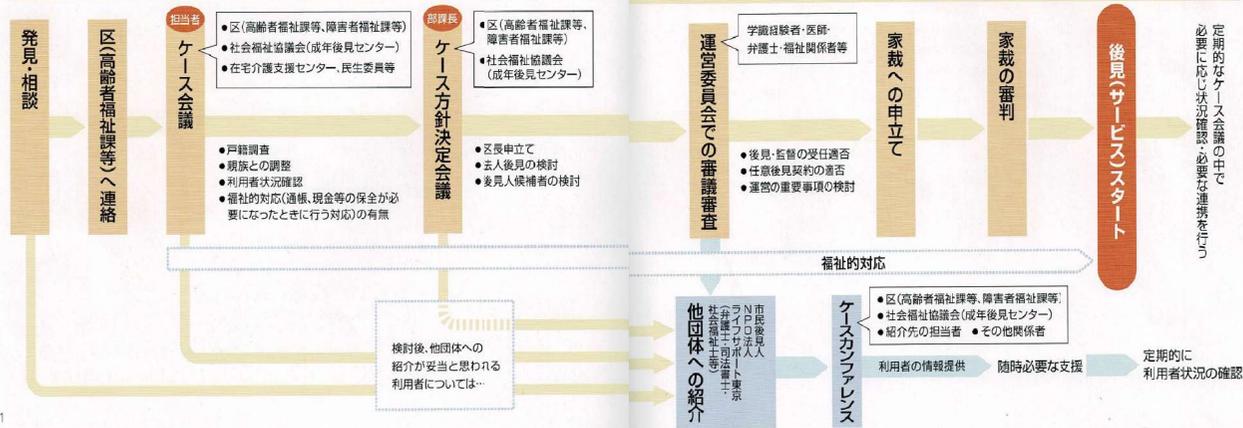
あんしん居住サポート事業

区の高齢者住宅生活支援サービス事業の委託を受けて、住宅の確保に困窮している高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、見守り等の生活支援から死亡時における家財撤去等および葬儀等支援までの一体的なサービスを提供します。

重層的な制度活用



発見・相談から成年後見制度利用までの流れ



「あんしんの3点セット」

1 あんしんサービス契約

月に1回、ご自宅に品川成年後見センターの支援員が訪問して、あなたの健康状態を確認します。適切な時期に任意後見制度につなげます。



● あんしんサービス個別サービス ●

1回 1,200円+ (交通費実費) 1時間 1,200円+ (交通費実費)

※1時間以上は、30分毎に600円加算

- 福祉サービス**
利用契約のお手伝い
介護保険の申請や福祉サービスの利用手続
- 金融機関**
取引のお手伝い
預金の出金をします (金融機関によってはお支払いできない場合もあります)
- 病院など**
付き添いのお手伝い
病院の同行をします 介護が必要なときは他機関と連携します
- 入院手続のお手伝い**
入院手続の代行をします
- 生活費のお届け、支払いのお手伝い**
お預かりした生活費をお届けします

※事前の申し込みが必要です。

2 任意後見契約

p. 5-6

あなたと品川区社会福祉協議会(以下当会)が公正証書で任意後見契約を結びます。あなたの判断能力が低下したときに、当会が任意後見人となり援助していきます。

3 公正証書遺言作成支援

p. 13-14

公正証書遺言は、死亡後からあなたの希望された葬儀や相続などが実行されます。